

まちづくり環境委員会

令和5年2月 17・20 日

都市基盤整備部 資料 14 番

所管 道路課

第 26 号議案

特別区道路線の認定について

路線名	起点終点	道路の概要	根拠法
大田区道 9-95号線	大田区矢口二丁目20番1の地先から 大田区矢口二丁目2番1の地先まで	延長 98.73メートル 幅員 最小4.36メートル 最大4.40メートル	道路法 第8条 第2項

(認定理由)

上記路線は、国土調査法第2条第1項第3号に基づく地籍調査を行い、道路と民有地の筆界が確認された道路である。道路幅員が4m以上あり、その他特別区道としての条件が具備されているため、道路法第8条第2項により特別区道路線の認定をする。

案内図

所在 矢口二丁目20番1の地先から同2番1の地先まで
 (住居表示 矢口二丁目2番から同3番まで)



特別区道路線の認定略図

